

第1部 総論

第1章 序章 p1~2

- 第1節. 刑法の意義
- 第2節. 刑罰の目的
- 第3節. 犯罪の本質
- 第4節. 刑法の機能
- 第5節. 刑法の基本原則
- 第6節. 犯罪論の体系

第2章 構成要件該当性 p3~32

- 第1節. 意義及び機能 p3
- 第2節. 構成要件の要素 p3
- 第3節. 実行行為 p3
- 第4節. 正犯 p3~13

1. 間接正犯の成立要件 p3

[論点1] 間接正犯の成立要件

2. 間接正犯の体系上の位置づけ p3~4

3. 間接正犯の諸類型 p4~13

(1) 責任なき行為の介入 p4

ア. 是非弁別能力のない者の行為

イ. 責任能力に欠ける者の行為

(2) 被害者の行為の利用 p4~8

[判例1] 自殺の強制 (最決 H16.1.20・百I 73)

[判例2] 脅迫による自殺意思の形成 (最判 S33.11.21・百II 1)

(3) 非故意行為の利用 p8

ア. 無過失行為

イ. 過失行為

(4) 故意行為の利用 p9~12

ア. 軽い犯罪の故意しかない者

イ. 故意ある幫助的道具

[事例1] 殺人罪 (平成25年司法試験改題)

[事例2] 横領罪 (平成21年司法試験改題)

ウ. 身分なき故意ある者

エ. 目的なき故意ある者

(5) 適法行為の利用 p12~13

第5節. 不真正不作為犯 p14~17

[検討の流れ]

- ・ 実行行為の特定 (作為と不作為の区別、時間的範囲)
- ・ 不真正不作為犯の実行行為性
- ・ 不作為犯の「実行に着手」(43条本文)

- ・ 因果関係
- ・ 故意
- ・ 殺人罪と保護責任者遺等致死罪の区別

[論点 1] 結果回避可能性と作為義務の関係

[論点 2] 先行する作為と後行する不作為との関係

第6節. 因果関係 p18～22

1. 条件関係 p18～19

[論点 1] 択一的競合事例

[論点 2] 仮定的因果関係の事例

2. 法的因果関係 p19～22

(1) 総論 p19

[論点 3] 危険の現実化説

(2) 事案類型 p19～22

ア. 被害者の特殊事情 p19

イ. 行為後の特殊事情 p19～22

(ア) 直接実現型 (老女蒸し布団事件・最判 S46.6.17 等) p19～20

(イ) 間接実現型 p20～22

- ・ 高速道路侵入事件型 (最決 H15.7.16・百 I 13)
- ・ トランク監禁致死事件型 (最決 H16.10.19)
- ・ 結果発生の直接的原因を特定できない事案 (米兵ひき逃げ事件・最決 S42.10.24・百 I 9)
- ・ 死の二重評価が問題となる事案 (熊撃ち事件・最決 S53.3.22・百 I 14)

第7節. 構成要件の故意 p23～32

1. 故意の認識対象 p23

2. 故意の種類 p23

[論点 1] 未必の故意と認識ある過失の区別

3. 故意の意義 p23～24

4. 規範的構成要件要素 p24

[論点 2] 規範的構成要件に該当する事実の認識

5. 具体的事実の錯誤 p24～31

(1) 法定的符合説 p24

[論点 3] 法定的符合説

(2) 方法の錯誤 p24～29

[論点 4] 方法の錯誤

(論証 1) 抽象的法定符合説 (最判 S53.7.28・百 I 42)

(論証 2) 具体的法定符合説

[論点 5] 併発事実と故意の個数 (最判 S53.7.28・百 I 42)

[具体例]

(例 1) A 負傷・B 死亡

(例 2) A 死亡・B 死亡

(例 3) A 死亡・B 負傷

(例4) A負傷・B負傷

(3) 客体の錯誤 p29

(4) 因果関係の錯誤 p29～31

[論点6] 因果関係の錯誤 (大判 T12.4.30・百 I 15)

[論点7] 遅すぎた構成要件の実現 (ウェーバーの概括的故意) (大判 T12.4.30・百 I 15)

6. 抽象的事実の錯誤 p31～32

[論点8] 重い罪の認識で軽い罪を実現

[論点9] 軽い罪の認識で重い罪を実現 (最決 S61.6.9・百 I 43)

[論点10] 認識した罪と実現した罪の法定刑が同じ (最決 S54.3.27)

第8節 過失 p33～35

1. 過失版の成立要件 p33～34

[検討の流れ] 業務上過失致死罪の成否

- ・「業務」
- ・過失の意味
- ・結果予見可能性の程度・対象・基準
- ・結果回避可能性
- ・結果回避義務違反 (信頼の原則を含む)

2. 段階的過失 p34

[論点1] 段階的過失

3. 管理・監督過失 p34～35

[論点2] 監督過失

[論点3] 管理過失

第3章 違法性 p36～50

第1節 違法性の本質 p36

[論点1] 違法性の実質

第2節 正当行為 p36

第3節 超法規的違法性阻却事由 p37～40

1. 被害者の承諾 p37～38

[論点1] 被害者の承諾による違法性阻却の根拠 (最決 S55.11.13・百 I 22)

[論点2] 承諾する動機の錯誤 (最判 S33.11.21・百 II 1)

[論点3] 承諾の存在時期

[論点4] 承諾に対する行為者の認識

[論点5] 承諾の外部的表明

[論点6] 被害者の承諾に関する錯誤

2. 被害者の推定的承諾 p38

[論点7] 被害者の推定的承諾による違法性阻却

3. 治療行為 p38～39

[論点8] 治療行為による違法性阻却

4. 危険の引き受け p39

[論点 9] 危険の引き受けによる違法性阻却 (千葉地裁 H7.12.13・百 I 59)

5. 義務の衝突 p39

[論点 10] 義務の衝突による違法性阻却

6. 自救行為 p39～40

[論点 11] 自救行為による違法性阻却

[論点 12] 誤想自救行為による責任故意の阻却

第4節. 正当防衛 p41～48

1. 成立要件 p41～46

(1) 緊急行為性 p41

[論点 1] 自招侵害 (最決 H20.5.20・百 I 26)

(2) 「急迫不正の侵害」 p41～p42

[論点 2] 対物防衛の肯否

[論点 3] 予期された侵害の「急迫」性 (1)

[論点 4] 予期された侵害の「急迫」性 (2) (最決 H29.4.26・百 I 23)

[論点 5] 「急迫不正の侵害」の終了時点 (最判 H9.6.16)

(3) 防衛行為の対象 p42～44

[論点 6] 第三者の物を利用した侵害

[論点 7] 第三者の物を利用した防衛

[論点 8] 防衛行為の結果が第三者に生じた場合 (大阪高判 H14.9.4・百 I 28)

(4) 「防衛するため」 p44～45

[論点 9] 防衛効果の要否

[論点 10] 防衛の意思 (最判 S50.11.28・百 I 24)

[論点 11] 防衛意思の内容 (最判 S50.11.28・百 I 24)

(5) 「やむを得ずにした行為」 p45～46

[論点 12] 「やむを得ずにした行為」 (最判 S44.12.4)

[論点 13] 共同正犯における防衛行為の相当性の判断方法

2. 過剰防衛 p46～47

[論点 1] 任意的減免の根拠

[論点 2] 過剰防衛の一体性 (最決 H20.6.25・百 I 27、最決 H21.2.24・H21 重判 2)

3. 誤想防衛 p47～48

[論点 1] 狭義の誤想防衛における故意犯の成否

[論点 2] 防衛行為の誤想における故意犯の成否

[論点 3] 誤想過剰防衛における故意犯の成否 (最決 S62.3.26・百 I 29)

[論点 4] 故意の誤想過剰防衛への 36 条 2 項の準用 (最決 S62.3.26・百 I 29)

第5節. 緊急避難 p49～50

1. 法的性質 p49

[論点 1] 緊急避難の法的性質

2. 成立要件 p49～50

[論点 2] 強要による緊急避難 (東京地判 H8.6.26)

3. 過剰避難 p50

[論点 3] 補充性の要件を逸脱した場合

4. 業務上特別義務者の例外 p50

第4章 責任 p51～54

1. 責任能力 p51～53

[論点 1] 責任能力の判断方法（最判 S59.7.3、最決 S58.9.13）

[論点 2] 原因において自由な行為（1）実行行為時の心神喪失

[論点 3] 原因において自由な行為（2）実行行為時の心神耗弱

[論点 4] 原因において自由な行為（3）過失犯

[論点 5] 原因行為において自由な行為（4）実行行為の途中の心神喪失

2. 責任故意 p53～54

[論点 1] 違法性の意識の要否

3. 期待可能性 p54

[論点 1] 期待可能性の錯誤

第5章 未遂犯 p55～61

第1節. 実行の着手 p55～58

[論点 1] 「実行に着手」した時期の判断基準

[論点 2] 行為犯説・結果犯説

[論点 3] 早すぎた構成要件の実現（クロロホルム事件・最判 H16.3.22・百 I 64）

[論点 4] 不作為犯

[論点 5] 間接正犯

[論点 6] 離隔犯（大判 T7.11.16・百 I 65）

第2節. 不能犯 p58～59

[論点 1] 未遂犯の成否

[論点 2] 主体の不能

第3節. 中止犯 p59～61

[論点 1] 法的性質

[論点 2] 「犯罪を中止した」の態様

[論点 3] 真摯な努力をしたが既遂結果が発生した場合

[論点 4] 中止行為と結果不発生との間の因果関係の要否

[論点 5] 「自己の意思により」の判断基準

[論点 6] 予備罪の中止犯（最大判 S29.1.20・百 I 72）

第6章 共犯 p62～91

第1節. 共犯の基礎理論 p62

第2節. 共同正犯 p63～76

1. 共同正犯の本質 p63

2. 共同正犯の成立要件 p63～69

(1) 「二人以上共同して犯罪を実行した」 p63～68

[論点 1] 共謀共同正犯 (練馬事件・最大判 S33.5.28・百 I 75)

[論点 2] 順次共謀 (練馬事件・最大判 S33.5.28・百 I 75)

[論点 3] 過失犯の共同正犯

[論点 4] 結果的加重犯の共同正犯

[論点 5] 片面的共同正犯 (大判 T11.2.25)

[論点 6] 承継的共同正犯 (最決 H24.11.6・百 I 81)

[例 1] 共謀加担前に惹起された傷害結果 (最決 H24.11.6・百 I 81)

[例 2] 詐欺罪において処分行為の段階から共謀加担した場合

[例 3] 詐欺未遂事案 (だまされたふり作戦事件) (百 I 82)

[例 4] 強盗致傷罪 (平成 28 年司法試験改題)

[論点 7] 不作為犯に対する共同正犯

[論点 8] 不作為による共同正犯

[論点 9] 予備罪の共同正犯 (最決 S37.11.8・百 I 80)

(2) 既遂結果発生・因果関係 p68~69

(3) 故意 p69

(4) 違法性・責任 p69

[論点 10] 共同正犯の違法性阻却事由 (フィリピンバブ事件・最決 H4.6.5・百 I 90)

[論点 11] 共同正犯の責任阻却・責任減少

3. 共同正犯における抽象的事実の錯誤 p69~74

[論点 12] 謀議時点から共同者間の認識に不一致がある場合

[論点 13] 謀議時点では共同者間の認識に不一致がない場合

4. 共同正犯の中止・共同正犯関係からの離脱 p74~76

(1) 共同正犯の中止 p74

(2) 共同正犯関係からの離脱 p74~76

ア. 着手前の離脱 p74

[論点 14] 着手前の離脱 (最決 H21.6.30・百 I 97)

イ. 着手後の離脱 p75

[論点 15] 着手後の離脱 (最決 H 元.6.26・百 I 96、名古屋高判 H14.8.29)

[論点 16] 離脱者について中止犯の成否 (最判 S24.12.17)

[論点 17] 正当防衛の共同実行後における量的過剰防衛 (最判 H6.12.6・百 I 98)

ウ. 因果性が完全には解消されていない場合 p75~76

[論点 18] 因果性を完全に解消することの要否

[論点 19] 心理的因果性の遮断が認められる一方で物理的因果性が残存している場合

第 3 節. 教唆犯 p77~82

1. 成立要件 p77~80

[論点 1] 教唆の概念と条件付き故意 (最決 H18.11.21・百 I 83)

[論点 2] 教唆犯における実行従属性

[論点 3] 未遂の教唆

[論点 4] 具体的事実の錯誤

・ 正犯に方法の錯誤がある場合

- ・正犯に客体の錯誤がある場合

[論点 5] 要素従属性

[論点 6] 罪名従属性

- ・正犯が実現した構成要件該当事実が共犯の認識したものよりも重い場合
- ・正犯が実現した構成要件該当事実が共犯の認識したものよりも重い場合

2. 教唆の態様 p80～81

片面的教唆／過失犯に対する教唆／過失による教唆／結果的加重犯の教唆犯／承継的教唆犯／不作為犯に対する教唆／不作為による教唆／予備罪に対する教唆

3. その他の論点 p81～82

[論点 7] 共犯形式間の錯誤

[論点 8] 間接正犯と狭義の共犯との間における錯誤

[論点 9] 教唆からの離脱

第4節. 幫助犯 p83～87

1. 成立要件 p83～84

[論点 1] 幫助の因果関係（東京高判 H2.2.21・百 I 88）

[論点 2] 片面的幫助（東京地判 S63.7.27・百 I 87）

[論点 3] 中立的行為による幫助（日常的行為と幫助）（最決 H23.12.19・百 I 89）

[論点 4] 具体的事実の錯誤

- ・正犯に方法の錯誤がある場合
- ・正犯に客体の錯誤がある場合

2. 幫助の態様 p85～86

片面的幫助／過失犯に対する幫助／過失による幫助／結果的加重犯の幫助犯／承継的幫助犯／不作為犯に対する幫助／不作為による幫助／予備罪に対する幫助

3. 幫助への関与 p86

[論点 5] 間接幫助（最決 S44.7.17・百 I 86）

4. その他の論点 p87

[論点 6] 幫助からの離脱

第5節. 共犯と身分 p88～89

[論点 1] 65条1項と2項の関係（最判 S31.5.24）

[論点 2] 目的も「身分」に含まれるか（最判 S42.3.7・百 I 93）

[論点 3] 65条1項の「共犯」に共同正犯も含まれるか（大判 M44.10.9）

[論点 4] 真正身分犯において身分者が非身分者に加功した場合

[論点 5] 真正身分犯において非身分者が情を知らない身分者を利用する場合

[論点 6] 不真正身分犯において非身分者が身分者に加功した場合

[論点 7] 不真正身分犯において身分者が非身分者に加功した場合

[論点 8] 先行者が窃盗又は窃盗未遂を犯した後、238条所定の目的に基づく暴行又は脅迫にのみ関与した後行者の罪責の範囲

（論証1）身分犯説

（論証2）結合犯説

第7章 罪数 p90～91

1. 単純一罪 p90
2. 法条競合 p90
3. 包括一罪 p90
4. 科刑上一罪 p90～91

第2部 各論（1）個人的法益に対する罪

第1章 生命に対する罪 p93～96

第1節 殺人罪 p93

第2節 殺人予備罪 p93

第3節 自殺関与罪・同意殺人罪 p93～94

1. 概要 p93
2. 殺人罪との区別 p93～94
3. 論点 p93～94

[論点1] 自殺関与罪の実行の着手時期

[論点2] 錯誤による自殺の決意・殺人への同意（最判 S33.11.21・百II1）

[論点3] 同意の存在に関する錯誤

第4節 墮胎罪 p95

第5節 遺棄罪 p95～96

1. 保護法益・罪質 p95
2. 構成要件 p95
3. 類型 p95～96

[論点1] 単純遺棄罪における「遺棄」（最判 S34.7.24）

[論点2] 「生存に必要な保護をしなかった」の意義（最判 H30.3.19・百II9）

第2章 身体に対する罪 p97～105

第1節 暴行罪 p97

[論点1] 身体への接触の要否（最決 S39.1.28・百II3）

第2節 傷害の罪 p97～104

1. 傷害罪 p97～98

[論点1] 暴行によらない傷害（最決 H17.3.29・百II5）

[論点2] 「傷害」の意義

[論点3] 結果的加重犯における加重結果についての過失の要否（最判 S32.2.26・百I50）

2. 傷害致死罪 p98
3. 現場助勢罪 p99

4. 同時傷害の特例 p99～104

[論点1] 二人以上による暴行のうち一方の暴行には当該傷害を生じさせ得る危険性が認められるが、他方の暴行には当該傷害を生じさせ得る危険性が認められない場合（最決 R2.9.30）

[論点2] 207条が適用される犯罪（最決 H28.3.24・百II6）

[論点3] 二人以上による暴行のうちいずれかの暴行と死亡との間の因果関係が肯定される場合にも207条が適用されるか (最決 H28.3.24・百II6)

[論点4] 承継的共同正犯の事案にも207条が適用されるか (最決 R2.9.30)

[オリジナル問題] 最決 R2.9.30

第3章 凶器準備集合罪 p104

第4節 過失致死傷罪 p105

第5節 自動車運転死傷行為処罰法 p105

1. 概要
2. 危険運転致死傷罪の基本構造

第3章 自由に対する罪 p106~115

第1節 脅迫罪・強要罪 p106~107

1. 脅迫罪 p106
2. 強要罪 p106~107

第2節 逮捕・監禁罪 p108~109

1. 保護法益・罪質 p108
2. 構成要件 p108~109

[論点1] 監禁状態の認識や移動意思の要否 (京都地判 S45.10.12・百II10、最決 S33.3.19)

3. 罪数 p109
4. 逮捕監禁致死傷罪 p109

[論点2] 「死傷」の原因行為 (最判 S28.11.27、最決 S42.12.21)

[論点3] 逮捕・監禁の着手行為から死傷の結果が生じた場合

第3節 略取・誘拐・人身売買罪 p110

1. 保護法益・罪質
2. 未成年者略取・誘拐罪

[論点1] 共同親権者の一方による未成年者略取等 (最決 H17.12.6・百II12)

3. 営利目的等略取罪・誘拐罪

[論点2] 「営利の目的」 (最決 S37.11.21)

4. 身の代金目的略取・誘拐罪

第4節 性的自由に対する罪 p111~113

1. 強制わいせつ罪 p111

[論点1] 強制わいせつ罪における性的意図の要否 (最判 H29.11.29・H29重判3)

2. 強制性交等罪 p112
3. 準強制わいせつ・準強制性交等罪 p112
4. 看護者わいせつ罪・看護者性交等罪 p112
5. 強制わいせつ・強制性交等致死傷罪 p112

[論点2] 強制わいせつ・強制性交等致死傷罪における「死傷」の原因行為 (最決 H20.1.22・百II15参照)

[論点3] 行為者が死傷につき故意を有する場合 (大判 T4.12.11、最判 S31.10.25)

6. 旧集団強姦罪・旧集団強姦致死傷罪の廃止 p113
7. 非親告罪化 p113

第5節. 住居侵入罪 p114～115

1. 住居侵入罪 p114

[論点1] 「侵入」の意義

2. 不退去罪

第4章 人格的法益に対する罪 p116～117

第1節. 秘密に対する罪 p116

第2節. 名誉に対する罪 p116～117

1. 名誉毀損罪 p116～117

[論点1] 伝播性の理論 (最判 S34.5.7・百II19)

[論点2] 真実性の錯誤 (最判 S44.6.25・百II21)

[論点3] 真実性の証明の対象となる事実 (最決 S43.1.18)

2. 侮辱罪 p117

第5章 信用及び業務に対する罪 p118～119

第1節. 信用毀損罪 p118

1. 保護法益

2. 構成要件

第2節. 偽計等業務妨害罪 p118～119

1. 保護法益 p118

[論点1] 公務

2. 構成要件 p118～119

[論点2] 違法な業務

第3節. 威力業務妨害罪 p119

1. 保護法益 p119

2. 構成要件 p119

[論点1] 公務 (最決 H12.2.17・百II23)

第4節. 電子計算機損壊等業務妨害罪 p119

第6章 財産犯 p120～169

第1節. 財産犯の体系 p120

第2節. 窃盗罪 p120～127

1. 構成要件 p120～126

(1) 「他人の財物」 p120～124 頁

[論点1] 「財物」は有体物に限られるか

[論点2] 禁制品も「財物」に含まれるか (最判 S24.2.15)

[論点3] 自己所有物 (最決 H元.7.7・百II26)

[論点4] 第三者が本権に基づかずに占有する他人の所有物

[論点5] 占有の存否 (最決 H16.8.25・百II28)

[事案類型]

・財物を現実に握持している場合

- ・財物が人の（閉鎖的）支配領域内に有る場合
- ・財物を自己の所在地から離れた場所にとくに置いた場合
- ・財物を一時置き忘れた場合（最判 S24.2.15）
- ・元の占有者の占有喪失により占有が他者に移る場合

[論点 6] 占有の帰属

- （類型 1）共同占有（大判 T8.4.5、最判 S25.6.6）
- （類型 2）上下・主従関係（大判 T7.2.6、大判 T12.11.9）
- （類型 3）支配関係（最判 S31.1.19）
- （類型 4）封緘委託物（大判 M45.4.26、大判 T7.11.19）

[論点 7] 死者の占有（最判 S41.4.8・百 II 29）

(2) 「窃取」 p124

(3) 故意 p124～125

[論点 8] 他人所有物を自己所有物と誤認した場合（平成 27 年司法試験）

[論点 9] 占有者が死亡したと誤認した場合（平成 29 年司法試験改題）

(4) 不法領得の意思

[論点 10] 権利者排除意思（最決 S55.10.30・百 II 32）

[論点 11] 利用処分意思（1）経済的用法に従った利用に限定されるか（最決 S35.9.9、最決 H16.11.30・百 II 31）

[論点 12] 利用処分意思（2）財物自体を利用する意思の要否（最決 H16.11.30・百 II 31）

2. 親族間の犯罪に関する特例 p126～127

[論点 13] 244 条の親族関係が必要な人的範囲（最決 H6.7.19）

[論点 14] 244 条の親族関係の錯誤

第 3 節. 不動産侵奪罪 p127

第 4 節. 強盗罪 p128～137

1. 強盗取得罪 p128～130

[論点 1] 事後的奪取意思（1）反抗抑圧後の新たな暴行・脅迫（大阪高判 H 元.3.3）

[論点 2] 事後的奪取意思（2）強制わいせつ・強制性交等後の新たな暴行脅迫（大判 S19.11.24 [旧強姦罪]、東京高判 H20.3.19・百 II 42）

[論点 3] 財物奪取後の暴行・脅迫（最決 S61.11.18・百 II 40）

[論点 4] 財物詐取後の暴行・脅迫

[論点 5] 反抗抑圧手段としての暴行・脅迫

[論点 6] 暴行・脅迫と財物移転との間の因果関係

2. 強盗利得罪 p130～131

[論点 1] 処分行為の要否

[論点 2] 民法上保護されない不法な利益（最判 S32.9.13・百 II 39）

[論点 3] キャッシュカードの暗証番号の聞き出し（東京高判 H21.11.16・百 II 41）

3. 強盗予備罪 p131～132

[論点 1] 事後強盗目的による強盗予備罪（最決 S54.11.19）

4. 事後強盗罪 p132

[論点 1] 財物奪取と暴行・脅迫の関連性（最判 H16.12.10・百 II 43）

5. 昏睡強盗罪 p132～134

6. 強盗致死傷罪 p134～135

[論点1] 殺人・傷害の故意を有する者も「強盗」に含まれるか（最判 S32.8.1 [強盗殺人罪]）

[論点2] 「死亡」「負傷」の原因行為

（論証1）機会説（最判 S24.5.28）

（論証2）限定機会説（密接関連性説）

[論点3] 原因行為についての暴行・脅迫の故意の要否

7. 強盗・強制性交等及び同致死罪 p135～137

[論点1] 負傷結果

[論点2] 殺意がある場合

[論点3] 強盗・強制性交等殺人罪の未遂・既遂

[論点4] 240条後段との関係

第5節. 詐欺罪 p138～145

1. 1項詐欺罪 p138～143

(1) 「財物」 p138

(2) 欺罔行為 p138～142

[法益関係的錯誤に関する判例]

- ・ 売主が代金相当額の商品の売買において当該商品の効能を偽ること（最決 S34.9.28・百II 48）
- ・ 買主が代金の支払時期を早めること（最判 H13.7.19・百II 49）
- ・ 他人名義のクレジットカードの利用（最決 H16.2.9・百II 55）
- ・ 旅券・保険証書・預金通帳の詐取（最判 S27.12.25、最決 H12.3.27、最決 H14.10.21）
- ・ 自己名義で普通預金口座を開設する際に実際の利用者と口座名義人との同一性を偽ること（最決 H19.7.17・H19 重判 9）
- ・ 航空機の搭乗券を購入する際に購入者と実際の搭乗者との同一性を偽ること（最決 H22.7.29・百II 50）
- ・ 反社会的勢力に当たる者が銀行預金口座の通帳・キャッシュカードの交付を申し込む際に自身が反社会的勢力ではないと偽ること（最決 H26.4.7・H26 重判 8）
- ・ 暴力団関係者がゴルフ場の施設利用を申し込む際に自身が暴力団関係者であることを秘すること（最判 H26.3.28・百 51）

[論点1] 処分行為における直接性の要件

[論点2] 意識的処分行為説／無意識的処分行為説

[論点3] 国家的法益に向けられた欺罔行為（最決 S51.4.1・百II 47）

[論点4] 不法原因給付物の詐取（最判 S25.7.4・百II 46）

(3) 「財物を交付させた」 p142

(4) 財産的損害 p142～143

(5) 故意 p143

(6) 不法領得の意思 p143

2. 2項詐欺罪 p143～144

[論点1] 物の引渡請求権（大判 T11.12.15、最決 S43.10.24）

[論点2] 不法な利益

3. 電子計算機使用詐欺罪 p144

4. 準詐欺罪 p145

5. 振り込め詐欺と還付金詐欺 p145

第6節. 恐喝罪 p146~149

1. 1項恐喝罪 p146~149

(1) 構成要件 p146~148

[論点1] 恐喝と欺罔の併用 (平成19年司法試験)

(2) 権利行使と恐喝 p148~149

ア. 他人が不法占有している財物の喝取

- ・他人が不法に占有している自己所有物を恐喝により取り戻す場合
- ・他人が不法に占有している第三者所有物を喝取する場合

イ. 債務弁済の手段として恐喝が用いられた場合

[論点2] 債務弁済の手段として恐喝が用いられた場合 (最判 S30.10.14・百II61)

2. 2項恐喝罪 p149

第7節. 横領罪 p150~160

1. 単純横領罪 p150~157

(1) 構成要件 p150~156

ア. 「物」 p150

イ. 「他人の物」 p150~154

[論点1] 共有物の「他人」性

[論点2] 二重売買

- ・「他人の物」
- ・「横領」の既遂時期
- ・第二譲受人についての共同正犯の成否

[論点3] 所有権留保特約付き売買の目的物

[論点4] 譲渡担保の目的物

(論証1) 売渡担保 (所有権は債権者に帰属し、債務者には買戻権があるにとどまる)

(論証2) 狭義の譲渡担保

[論点5] 寄託された金銭 (最判 S26.5.25・百II64)

[論点6] 不法原因給付物・寄託物

(論証1) 不法原因給付物

(論証2) 不法原因寄託物 (最判 S23.6.5・百II63)

[論点7] 盗品の保管を委託された者による不法処分 (大判 S13.9.1)

[論点8] 盗品の有償処分をあっせんした者による売却代金の着服 (最判 S36.10.10)

ウ. 「自己の占有」 p154~155

[論点9] 登記済不動産

[論点10] 預金

エ. 「横領」 p155~156

[横領に関する事案類型]

(類型1) 毀棄・隠匿 (大判 T2.12.16)

(類型2) 一時使用の意思

(類型3) 補填の意思・能力の存在 (東京高判 S31.8.9)

(類型4) 第三者に領得させる意思 (大判 T12.12.1)

(類型5) 本人 (委託者・所有者) のためにする意思 (最決 H13.11.5・百II67)

(3) 窃盗罪との関係 p156

(4) 罪数 p156~157

[論点11] 穴埋め横領

[論点12] 横領後の横領 (最大判 H15.4.23・百II69)

- ・委託信任関係
- ・不可罰的事後行為
- ・罪数処理

2. 業務上横領罪 p158~159

(1) 「業務」の意義 p158

(2) 他人の物の占有者でない者が業務上占有者による業務上横領に加功した場合 p158

[論点13] 他人の物の占有者でない者が業務上占有者による業務上横領に加功した場合 (最判 S32.11.19・百I94)

(3) 業務上占有者が非占有者との間で横領の共同遂行について合意した後に占有者たる身分を失い、窃盗を実現した場合 p159

3. 占有離脱物横領罪 (遺失物等横領罪) p159

4. 親族間の犯罪に関する特例 p159~160

[論点14] 255条・244条の親族関係が必要な人的範囲 (大判 T6.11.17)

[論点15] 後見人が255条・244条の親族関係にある被後見人の所有物を横領した場合 (最決 H20.2.18・百II35)

第8節. 背任罪 p161~163

1. 保護法益 p161

2. 構成要件 p161~162

[論点1] 「事務」は財産上の事務に限定されるか

[論点2] 「事務」の包括性・裁量性の要否

[論点3] 抵当権設定者の抵当権設定登記協力義務の「他人の…事務」性 (最判 S31.12.7・百II70)

[論点4] 背任罪における「財産上の損害」 (最決 S58.5.24・百II72)

[論点5] 図利加害の目的の程度

[論点6] 図利加害目的と本人図利目的とが併存している場合 (最決 H10.11.25・百II73)

3. 横領と背任の区別 p162~163

4. 取引行為の相手方の共同正犯性 p163

[論点7] 取引行為の相手方の共同正犯性 (最決 H15.2.8・百II74)

5. 親族間の犯罪に関する特例

第9節. 盗品等に関する罪 (盗品等関与罪) p164~167

1. 総論 p164

2. 行為類型 p164~166

[論点1] 窃盗の被害者に盗品の取戻しを依頼された者が、買い戻した盗品を被害者の下へ運搬する場合

[論点2] 知情後の保管継続 (最決 S50.6.12・百II76)

[論点3] 「有償の処分のあるせん」の意義 (本罪の成立時期) (最判 S26.1.30)

[論点4] 将来窃取すべき物の売却のあるせん

[論点5] 本犯の被害者を相手方として盗品等の有償処分のあるせんをする場合 (最決 H14.7.1・百II75)

3. 本犯と盗品等関与罪の関係 p166～167

4. 親族等の間の犯罪に関する特例 p167

[論点 6] 257条の親族関係が必要とされる人的範囲 (最判 S38.11.8)

[論点 7] 盗品等関与罪の犯人相互間に 257条の親族関係がある場合 (最判 S38.11.8)

第10節. 毀棄・隠匿罪 p168～169

1. 基本的な構成要件 p168

2. 行為類型 p168～169

[論点 1] 建造物等損壊罪と器物損壊罪の客体の区別 (最決 H19.3.20・百II79)

[論点 2] 建造物の外観・美観の汚損 (最決 H18.1.17・百II80)

[論点 3] 信書隠匿罪における「隠匿」の意義

第3部 各論(2) 社会的法益に対する罪

第1章 公共危険罪 p171～175

第1節. 騒乱罪 p171

第2節. 放火罪・失火罪 p171～174

1. 現住建造物等放火罪 p171～173

[論点 1] 延焼の危険や客体内部の人の生命・身体に対する危険がおよそ存在しない場合

[論点 2] 放火時点における人の現在の要否 (最決 H9.10.21・百II84)

[論点 3] 居住者の承諾

[論点 4] 居住者全員の殺害後の放火

[論点 5] 複合建造物の一体性 (最決 H元.7.14・百II83)

[論点 6] 建造物の内部的独立性(1) エレベーター (最決 H元.7.7・百II82)

[論点 7] 建造物の内部的独立性(2) 不燃性・難燃性建造物

[論点 8] 「焼損」の意義 (最判 S25.5.25 百II81)

2. 他人所有非現住建造物等放火罪 p173

3. 自己所有非現住建造物等放火罪 p174

[論点 9] 「公共の危険」の意義 (最決 H15.4.14・百II85)

[論点 10] 「公共の危険」の認識

4. 建造物等以外放火罪 p174

[論点 11] 公共の危険の認識(1) 110条1項 (最判 S60.3.28・百II86)

[論点 12] 公共の危険の認識(2) 110条2項

5. その他 p174

第3節. 出水罪 p175

第4節. 往来妨害罪 p175

第5節. 公衆の健康に対する罪 p175

第2章 取引等の安全に対する罪 p176～183

第1節. 通貨偽造罪 p176

1. 通貨偽造罪
2. その他

第2節. 文書偽造罪 p177～182

1. 保護法益 p177
2. 形式主義と実質主義 p177
3. 基本的な構成要件 p177～179

(1) 「文書」 P177～178

[論点 1] 作成名義人の認識可能性

[論点 2] 原本性 (写しの文書性) (最判 S51.4.30・百II 88)

(2) 作成者・作成名義人 P178

(3) 「偽造」 P178

(4) 「変造」 P178～179

(5) 「行使」 P179

[論点 3] 行使の相手方 (最決 H15.12.18)

4. 行為類型 p179～182

(1) 詔書偽造等罪 p179

(2) 公文書偽造等罪 p179

[論点 4] 補助的公務員の作成権限 (最判 S51.5.6・百II 91)

(3) 虚偽公文書作成等罪 p180

[論点 5] 私人による間接的無形偽造 (最判 S27.12.25)

[論点 6] 公務員による間接的無形偽造 (最判 S32.10.4・百II 92)

(4) 公正証書原本不実記載等罪 p180

[論点 7] 私人が権限ある公務員と共謀して虚偽の申立てをしたことにより公正証書の原本に不実の記載がなされた場合 (大判 M44.4.27)

(5) 偽造公文書行使等罪 p180

(6) 私文書偽造等罪 p180～182

[論点 8] 私人による私文書偽造等罪の間接正犯

[論点 9] 無権代理・代表名義の文書の作成 (大判 M42.6.10、最決 S45.9.4・百II 93)

[論点 10] 作成権限の逸脱・濫用 (大判 M42.12.13、大判 T8.7.9)

[論点 11] 通称・偽名の使用 (最判 S59.2.17・百II 94、最判 H11.12.20)

[論点 12] 肩書・資格の冒用 (最決 H5.10.5・百II 95)

[論点 13] 名義人の承諾 (最決 S56.4.8・百II 97)

(7) その他 p182

第3節. 有価証券偽造罪 p183

第4節. 支払用カード電磁的記録に関する罪 p183

第5節. 印章偽造罪 p183

第6節. 不正指令電磁的記録に関する罪 p183

第3章 風俗に対する罪 p184

- 第1節. わいせつ及び重婚の罪
- 第2節. 賭博及び富くじに関する罪
- 第3節. 礼拝所及び墳墓に関する罪

第4部 各論(3) 国家的法益に対する罪

第1章 国家の存立に対する罪 p185

- 第1節. 内乱に関する罪
- 第2節. 外患に関する罪

第2章 国交に関する罪 p185

第3章 国家の作用に対する罪 p186~197

第1節. 公務の執行を妨害する罪 p186~187

1. 公務執行妨害罪 p186~187

- [論点1] 「職務」の範囲 (最判 S53.6.29)
- [論点2] 職務執行の範囲 (最判 S53.6.29、最決 H元.3.10・百II114)
- [論点3] 職務の適法性 (最判 S42.5.24・百II112、最決 S41.4.14・百II113)
- [論点4] 間接暴行 (最決 S34.8.27)
- [論点5] 公務員の補助者に対する暴行 (最判 S41.3.24・百II115)
- [論点6] 暴行・脅迫の程度 (最判 S33.9.30)

2. その他 p187

第2節. 逃走の罪 p188

第3節. 犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪 p189~192

1. 犯人蔵匿等罪 p189~190

- [論点1] 真犯人逮捕後における身代わり犯人の出頭 (最決 H元.5.1・百II122)
- [論点2] 参考人による被疑者との口裏合わせに基づく虚偽供述 (最決 H29.3.27・百II123)
- [論点3] 犯人が他人を教唆して自己を「蔵匿」等させた場合 (最決 S40.2.26、最決 S60.7.3)
- [論点4] 犯人が共犯者を「蔵匿」等する場合 (旭川地判 S57.9.29)

2. 証拠隠滅等罪 p190~192

[論点1] 参考人の虚偽供述についての証拠偽造罪の成否

(論証1) 参考人が捜査機関に対して虚偽供述をしただけの場合 (大判 S9.8.4、最決 S28.10.19)

(論証2) 参考人が捜査機関に対して虚偽供述をした結果として内容虚偽の供述調書が作成された場合 (千葉地判 H7.6.2、最決 H28.3.31・百II119)

(論証3) 参考人が自ら内容虚偽の供述書を作成した場合

[論点2] 共犯者の刑事事件に関する証拠の隠滅等 (大判 T7.5.7、大判 T8.3.31)

[論点3] 犯人が他人を教唆して自己の刑事事件に関する証拠を隠滅等させた場合 (大判 S7.12.10、大判 S12.11.9)

3. 親族による犯罪に関する特例 p192

[論点1] 親族が第三者を教唆して犯人蔵匿等を行わせた場合 (大判 S8.10.18)

[論点 2] 第三者が親族を教唆して犯人蔵匿等を行わせた場合

[論点 3] 犯人が親族を教唆して犯人蔵匿等を行わせた場合

[論点 4] 親族が犯人を教唆して自己蔵匿等を行わせた場合

4. 証人等威迫罪 p192

第4節. 偽証の罪 p193

[論点 1] 「虚偽の陳述」の意義 (大判 T3.4.29・百II 120)

[論点 2] 被告人が自己の刑事事件について他人に偽証を教唆した場合 (最決 S32.4.30 等)

第5節. 虚偽告訴の罪 193

[論点 1] 「人」の意味

第6節. 職権濫用罪 p193

第7節. 賄賂罪 p194~199

1. 保護法益 p194

2. 基本的な構成要件 p194~196

(1) 「賄賂」 p194

[論点 1] 社交儀礼としての贈与 (最判 S50.4.24・百II 104)

[論点 2] 時価相当額での土地売買による換金の利益 (最決 H24.10.15・百II 103)

(2) 職務関連性 p194~196

[論点 3] 一般的職務権限に属する行為 (最決 H17.3.11・百II 105 等)

[論点 4] 職務密接関連行為 (最決 S59.5.30・百II 106、最決 H18.1.23・H18 重判 10)

[論点 5] 違法 (不正) な職務 (最決 H22.9.7・H22 重判 12)

[論点 6] 過去の職務 (既に終了した職務)

[論点 7] 転職前の職務 (最決 S58.3.25・百II 109)

[論点 8] 将来の職務

(3) 主観的要件 p196

3. 行為類型 p196~199

(1) 単純収賄罪 p196~197

(2) 受託収賄罪 p197

(3) 事前収賄罪 p197

[論点 9] 「公務員になった場合」の意味

(4) 第三者供賄罪 p197

(5) 加重収賄罪 p197

(6) 事後収賄罪 p197~198

(7) あっせん収賄罪 p198

(8) 没収・追徴

(9) 贈賄罪 p198~199

[論点 10] 「あっせん」の意味 (最決 S43.10.15)

[論点 11] 公務員の詐欺や恐喝による賄賂の供与等

第5節. 不真正不作為犯

不作為犯のうち、不作為が明示的に構成要件要素として規定されていないものを意味する。

[検討の流れ]

1. 実行行為の特定

(1) 作為と不作為の区別

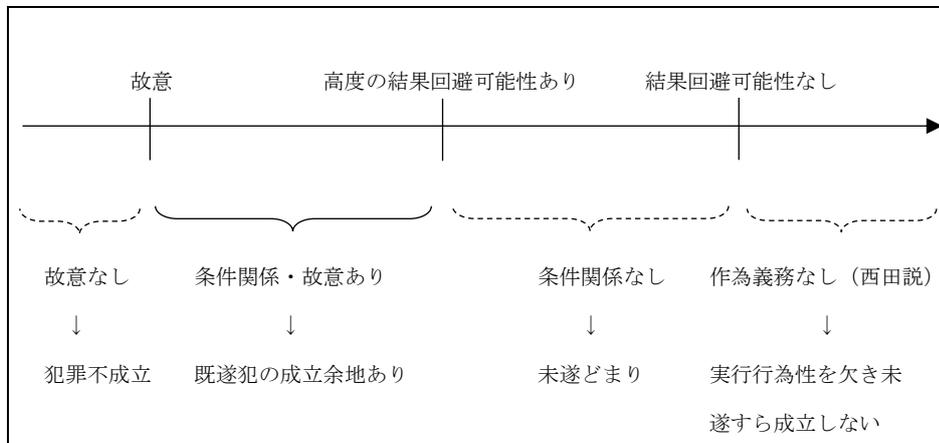
不作為は、期待された作為をしないことを意味する。そのため、積極的な行為も、期待された作為をしないことの一環として不作為を構成することがある。

(2) 時間的範囲

故意及び因果関係との関係から、「故意を生じた時点」から「結果回避可能性のあった時点」までの間における不作為を実行行為と捉えるべきである。

まず、①故意は、実行行為時に備わっていることを要するから、実行行為は、故意を生じた時点若しくはそれ以降の不作為に求めなければならない。

次に、②既遂結果発生事案であれば、既遂犯成立が認められるための前提として、結果回避の高度の蓋然性が認められる時点までにおける不作為を実行行為と捉える必要がある。



2. 不真正不作為犯の実行行為性

予測可能性の保障という罪刑法定主義の要請に照らし、不真正不作為犯の成立には、不作為につき作為との同価値性が要求される。具体的には、作為義務及び作為の可能性・容易性が必要である。¹⁾

A 総まくり 20~27 頁

A

左1、特に(2)については、それ
に従って実行行為を特定するだけ
で足り、思考過程をそのまま答案で
説明する必要まではない。

作為義務は、行為者に対して当該法
益の保護が社会的に期待される場
合に認められる。

¹⁾ 作為義務の発生根拠としては、法令、契約、事務管理、条理、先行行為、排他的支配ないし支配領域性、保護の引受けなどがあり、これらは多元的に理解されている。
先行行為とは、不作為以前に自己の故意又は過失に基づく行為により危険を生じさせた者(結果発生に向かう因果を設定した者)は、当然その危険を解消するべきであるとの考えに基づくものである。
排他的支配ないし支配領域性とは、不作為者が結果へと向かう因果経過を具体的・現実的に支配したことに着目して作為義務を肯定する考えである。
保護の引き受け(事実上の引き受け)とは、不作為者が法益保護を事実上引き受けたことにより、不作為者と法益との密接性が生じることに着目し、法益保護が不作為者に依存することを根拠として、作為義務を肯定する考えである。

3. 不作為犯の「実行に着手」(43条本文)

「実行に着手」は、既遂結果発生に至る現実的危険性を含む行為の開始時に認められる。

- ➡不作為犯では、既遂結果発生危険惹起と作為義務違反の双方が認められるに至った時点で「実行に着手」が認められる。
- ➡未遂犯事案(既遂結果不発生/因果関係否定)では、「実行に着手」として論じる。これに対し、既遂犯事案(既遂結果発生+因果関係肯定)では、実行行為として論じる。

4. 因果関係

(1) まず、不作為犯の条件関係は、仮定的判断を要するから、ある期待された作為がなされていたならば高度の蓋然性をもって結果が回避されたといえる場合に認められると解する。

…略…(当てはめ)

(2) 次に、因果関係が認められるためには、条件関係に加え、行為の危険性が結果へと現実化したことが必要である。²⁾

…略…(当てはめ)

5. 故意

(1) 故意の定義

故意(38条1項本文)とは、客観構成要件該当事実の認識・認容を意味する。

- ➡殺人罪の事案では、殺意の存在が明らかであっても、故意の定義を示した上で、殺意を認定する。
- ➡当てはめでは、認識と認容を区別した上で、行為者の心理状態に関する問題文の記述を答案で摘示・評価して、故意の存否を認定する。

(2) 作為義務の錯誤

作為義務は構成要件として故意の認識対象になるものの、規範的構成要件要素であるから、素人的な意味の認識があれば足りる。具体的に、作為義務の存在・発生を基礎づける事実の認識があれば足りる。

6. 殺人罪と保護責任者遺棄等致死罪の区別

(1) 作為義務と保護責任の内容で区別する見解

結果犯である殺人罪の作為義務と危険犯である保護責任者遺棄等罪の保護責任とは、その内容が異なると解すべきである。具体的には、生命に対する危険が直接死亡に直結するものか、それとも比較的軽微なものにとどまるのかで区別される。

(2) 殺意の有無で区別する見解

(1)の見解を採用する場合、左6の論点を左2の中で論じる。

(2)の見解を採用する場合、左6

²⁾ 危険の現実化の判断が条件関係の判断を包摂するという見解(山口説)もあるため、結果回避可能性が論点として顕在化していない事案では、危険の現実化説一本で処理しても構わない。

第6節. 因果関係

総まくり 28～頁

1. 条件関係

B 総まくり 28～29 頁

因果関係が認められるための最低条件であり、実行行為によって結果が惹起されたという事実的な関係（つながり）を意味する。

(1) 条件関係の判断公式

条件関係は、「その行為がなければその結果は発生しなかった」（＝「あればなければこれなし」）という判断基準により判断される。

(2) 条件公式の使い方

ア. 結果の具体的把握

構成要件の結果は具体的に把握される。実行行為との間の因果関係が問題となる結果は具体的な結果だからである。

イ. 代替的原因の存在

現実遂行された実行行為のほかに、構成要件の結果を同様に惹起しうる代替的原因が存在する事例においては、実行行為を取り去っても、代替的原因によって構成要件の結果が同様に発生していたであろうとされるから、「行為なければ結果なし」の公式によると条件関係を肯定することができないことになるのではないかという問題がある。

【論点 1】 択一的競合事例

代替的原因が現実化した事例である。例えば、XとYの二人が、それぞれ独立に、Vを殺害しようとして、Vの飲み物にそれぞれ致死量の同一毒を混入し、その結果、Vが死亡した事例である。

B

代替的原因が現実化した択一的競合事例では、「行為なければ結果なし」の公式によると、双方の行為につき条件関係が否定される。

これでは、双方の行為に条件関係が肯定される重疊的因果関係の事例との均衡を欠く

そこで、上記公式は条件関係判断の補助公式にすぎず、当該行為の作用により結果が発生したと認められる場合には条件関係が認められると解すべきである（合法則的条件説）。

【論点 2】 仮定的因果関係の事例

代替的原因が潜在化した事例である。例えば、死刑囚に対して死刑が執行される際、被害者の父親がその場に現れ、死刑執行のボタンを自分で押し、執行予定時刻に死刑囚を死亡させたという事例である。

B

条件関係は、行為なければ結果なしの公式により判断されるのが通常である。

確かに、仮定的因果関係の事例では、当該行為がなくても潜在する代替的原因により結果が発生していたのだから、行為なければ結果なしという関係が認められないとも思える。

しかし、因果関係の判断過程において構成要件の結果は具体的に把握される。

そこで、潜在していたにとどまる代替的原因を捨象して、行為なければ結果なしという関係の存否を判断することになる（付け加え禁止の原則）。

2. 法的因果関係

A 総まくり 29～39 頁

(1) 総論

因果関係には偶発的な結果を排除して適正な帰責範囲を確定する機能があるから、因果関係が認められるためには、条件関係に加え、法的因果関係も認められる必要がある。

[論点 3] 危険の現実化説

相当因果関係説が抱える問題は、大阪南港事件のように、実行行為により結果発生原因が直接形成されているものの予見不能な介在事情により結果発生が早められたという事案で顕在化する。¹⁾

A

学説対立が問われていない事案では、論証 4 段落目だけを書けば足りる。

経験的通常性を判断基準とする相当因果関係説によると、実行行為により結果発生原因が直接形成されているものの予見不能な介在事情により結果発生が早められたという事案では、介在事情を判断基底に取り込むことができないため、因果経過を具体的に捉えると相当因果関係が否定される。

行為者の行為の結果発生に対する寄与度が大きい一方で介在事情の寄与度が小さいにもかかわらず、法的因果関係が否定されるのは妥当でない。

適正な帰責範囲を確定するためには、介在事情の寄与度も考慮するべきである。

そこで、法的因果関係の存否は、行為の危険性が結果へと現実化したかで判断し、その際には介在事情の異常性と結果への寄与度が考慮されると解すべきである（危険の現実化説）。²⁾

B

老女蒸し布団事件・最判 S46.6.17
等

(2) 事案類型

ア. 被害者の特殊事情

実行行為の危険性は、実行行為時に存在した全事情を基礎に客観的に判断されるから、被害者の特殊事情の存在を前提として判断される。

したがって、当該行為は、被害者の特殊事情と相まって結果を生じさせる危険性があると評価されるから、危険の現実化が認められ、因果関係が肯定される。³⁾

イ. 行為後の介在事情

(ア) 直接実現型

A

¹⁾ 相当因果関係説と危険の現実化説の対立が顕在化するの、典型的には、大阪南港事件のような行為後の介在事情がある事案のうち直接実現型に属する事案である。もっとも、行為時に被害者の特殊事情がある事案でも顕在化することがある。例えば、「Xは、Vを昏睡させるつもりで、睡眠薬を入れたワインをVに飲ませた。Vは、睡眠薬の摂取により、X・V双方が認識していなかった特殊な心臓疾患が急激に悪化して、急性心不全に陥り、死亡した。ワイングラスに混入した睡眠薬の量は、Aの特殊な心臓疾患がなければ生命に対する危険性は全くないものであった。」（令和2年司法試験設問2・3）という、行為時に存在した被害者の特殊事情を経由して結果が発生した場合である。

²⁾ 行為そのものの危険性は「介在事情の…結果への寄与度」として考慮される（両者は表裏の関係に立つから）。

³⁾ 被害者の特殊事情は、その異常性の程度を問わず、行為の危険性判断で考慮される。

の意思は自然的行為についての意思疎通で足りるから、故意の共同を欠く過失犯においても共同正犯が認められる。

これに対し、共同正犯の本質を特定の犯罪を共同することに求める犯罪共同説からは、共同実行の意思として故意の共同が要求されるとして、過失犯の共同正犯は認められないとの帰結もあり得る。

しかし、共同義務の共同違反により、共同実行の事実のみならず、過失犯における心理的因果性を基礎づける共同実行の意思も認めることができる。

そこで、共同義務の共同違反を成立要件として、過失犯の共同正犯が認められると解する。

〔論点 4〕 結果的加重犯の共同正犯

結果的加重犯の共同正犯の肯否は、2人以上の者が共謀して基本犯の実行行為を共同したところ、その一部の者の行為によって加重結果が発生した場合などにおいて、共謀者全員が加重結果についても共同正犯の責任を負うかといった形で問題になる。

責任主義を徹底する見地から、結果的加重犯の成立に加重結果についての過失を要求する立場がある。

そして、過失犯の共同正犯肯定説からは、加重結果についての共同の注意義務の共同違反が認められれば加重結果についての共同正犯の成立が肯定されるが、過失犯の共同正犯否定説からは加重結果についての共同正犯の成立が否定される。

しかし、基本犯には加重結果発生の高度の危険性が内包されているため、結果的加重犯の成立には加重結果についての過失は不要と解すべきである。

そうすると、加重結果との関係における過失犯の共同正犯を問題にするまでもなく、結果的加重犯の共同正犯が認められる。

(事例)

・ X と Y とが暴行についての共謀に基づき、共同して V に対して暴行を加え、V を負傷させた

➡ X と Y には傷害罪の共同正犯が成立する。

・ X は殺人の故意で、Y は傷害の故意で、V に対して暴行を加えることについて合意し、共同して V に対して暴行を加えたところ、X の暴行により形成された傷害を原因として V が死亡した。

➡ X には殺人罪の単独正犯が成立し、Y には傷害致死罪の共同正犯が成立する。

・ X は、Y との間における傷害についての共謀に基づき、Y とともに V に対して暴行を加え、その途中で、V の態度に激怒し、殺人の故意を生じ、V を殺害した

➡ X には殺人罪の単独正犯が成立し、Y には傷害致死罪の共同正犯が成立する。

B

最判 S26.3.27

論証集 71 頁 [論点 12]

論証集 72 頁 [論点 13]

〔論点 5〕 片面的共同正犯

共同実行の事実認められるものの、共同者間に意思連絡がなく、共同実行の意思が共同者の一方にだけ存在する場合である。

確かに、共同正犯の処罰根拠である法益侵害の共同惹起は物理的因果性又は一方的な心理的因果性をもって肯定し得ると考え、片面的共同正犯を肯定する見解もある。

しかし、共同正犯では、構成要件該当事実の惹起の共同性を担保するための特別の要件として、意思連絡による心理的因果性が不可欠であると解すべきである。

そこで、意思連絡を欠く片面的共同正犯は認められないと解する。

〔論点 6〕 承継的共同正犯

承継的共同正犯の肯否は、先行者が特定の犯罪の実行に着手し、まだ実行行為を全部終了しない間に、後行者が先行者との共謀に基づき残りの実行行為を行った場合、後行者は関与前の先行者の行為・結果について共同正犯としての責任を負うか、という問題である。

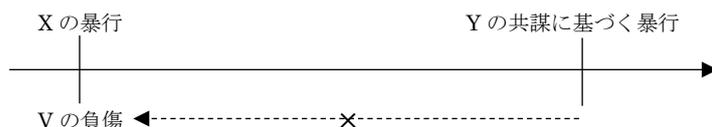
因果共犯論からは、共同正犯の処罰根拠である因果性の内容を構成要件該当事実の共同惹起であると理解した上で、加功前の事実に対して因果性が認められることはあり得ない以上、承継的共同正犯は全面的に認められないと解する見解もある（消極説・全面否定説）。

しかし、処罰の隙間を埋める必要性もあるから、構成要件該当事実全体にわたる因果性までは要求するべきではなく、構成要件該当事実において最も重要である構成要件的结果に対する因果性が認められるのであれば、その限りで承継的共同正犯を肯定するべきである。

そこで、後行者の関与行為（共謀及びそれに基づく行為）が構成要件的结果に対して因果性を有する限りで承継的共同正犯の成立が認められると解すべきである（中間説のうち、因果性を基準にする見解）。

〔例 1〕 共謀加担前に惹起された傷害結果

事案：Yは、Xの暴行により傷害を負ったVが抵抗困難な状態に陥っていたことから、Xと現場共謀の上、かかる状況を積極的に利用することで、Vに対して制裁目的で暴行を加えた。



(答案)

共謀加担前の傷害結果については、その後の共謀及びこれに基づく暴行の因果性を遡及させることができないから、Yが自らの制裁目的を実現するためにXの暴行により傷害を負ったVの抵抗困難状態を積極的に

A

大判 T11.2.25

A

最決 H24.11.6・百181

未遂犯事例では「構成要件の結果」から「法益侵害」に変更する。

A

最決 H24.11.6・百181

解説の便宜上、先行者・被害者が1名ずつの事案に修正している

[論点 6] 罪名従属性

B

1. 正犯が実現した構成要件該当事実が共犯の認識したものよりも重い場合

(例 1) X が Y に対して A 宅における住居侵入・窃盗について教唆したところ、Y が A 宅における住居侵入・強盗を実現した場合

- ① A 宅における窃盗についての教唆の因果性が A 宅における強盗にまで及ぶことを軽く指摘する。
- ② X は窃盗罪の教唆犯の認識で強盗罪の教唆犯を実現したことになる。38 条 2 項の適用により、故意がない重い罪である強盗罪の教唆犯の成立が否定される。
- ③ 抽象的事実の錯誤における構成要件符合説から、X には、窃盗罪の教唆犯の客観的構成要件該当性が認められる。
- ④ 故意責任を基礎づける非難可能性は行為者ごとに判断されるべきものだから、教唆者と正犯とで故意が異なる場合には、原則として、各人に成立する罪名は各人の故意に対応したものになると解される。X には、住居侵入罪の教唆犯に加え、窃盗罪の教唆犯が成立する。³⁾

(例 2) X が Y に対して V を傷害することについて教唆したところ、Y が V に対する傷害致死を実現した場合

結果的加重犯の教唆犯を肯定する立場からは、X には傷害致死罪の教唆犯が成立する。

※. (例 1) と異なり、「38 条 2 項の適用により、傷害致死罪の教唆犯は成立しない」との処理にはならない。

2. 正犯が実現した構成要件該当事実が共犯の認識したものよりも軽い場合

(例 3) X が Y に対して V を殺害することについて唆したところ、Y が傷害の故意しか抱かず、V に傷害を加えるにとどまった場合

- ① X は傷害罪についての「教唆」しかしておらず、Y が傷害罪の「教唆」に基づき V に対する傷害を実行したのだから、Y には傷害罪の教唆犯の客観的構成要件該当性しか認められない。
- ② 構成要件符合説からは、X には、傷害罪の教唆犯の故意が認められる。
- ③ 狭義の共犯に属する教唆犯は正犯の存在を前提とする二次的責任類

³⁾ 判例(最判 S25.7.11・百 I 91)は、X が Y に対して A 宅における住居侵入・窃盗について教唆し、これにより同罪の実行を決意した Y が、A 宅に侵入したところ盗もうとしていた財物の在り所まで行くことができず A 宅における窃盗を断念し、その後、A 宅の隣家である B 電気商会における住居侵入・強盗を実行したという事案において、教唆の因果性が B 宅における住居侵入・強盗にまで及んでいるのであれば、X には A 宅における住居侵入罪の教唆犯に加え B 宅における住居侵入罪・窃盗罪の教唆犯が成立するとの立場を示している。本判決は、A 宅における住居侵入・窃盗についての教唆の因果性が B 宅における住居侵入・強盗にまで及ぶかについて疑問が残るとして、X に B 宅における住居侵入・窃盗罪の教唆犯の成立まで認めた原判決について破棄差戻しをしている。

教唆の因果性については、「正犯が教唆行為に基づく決意をいったん放棄して、決意を新たに犯罪を実行した場合には、もはや当初の教唆行為による犯行促進作用は及んでおらず、教唆犯における因果関係は認められないことになる。」と理解されている。そして、教唆の因果性が否定された場合、教唆に基づく正犯による実行行為がないという意味で、実行従属性を欠くことになるから(論証集 77 頁 [論点 2])、教唆犯は成立しないことになる。

型であるから、教唆者の故意が正犯の故意より重い犯罪についてのものである場合であっても、教唆犯は正犯に成立する犯罪の限度でその成立が認められるにとどまる。

④Xには、傷害罪の教唆犯が成立するにとどまる。

2. 教唆の態様

(1) 片面的教唆

被教唆者が教唆されていることを認識していない場合をいう。

「教唆」とは他人をそそのかして他人に特定の犯罪を実行する決意を生じさせることをいうところ、被教唆者が教唆されていることの認識を欠いている場合でも、教唆者が被教唆者を唆して特定の犯罪の実行を決意させることは可能である。また、教唆犯における心理的因果性は共同正犯におけるそれと異なり、意思連絡に基づくものに限定されない。

そこで、片面的教唆犯も認められると解する。

(2) 過失犯に対する教唆

他人の過失行為に対して心理的因果性を及ぼした場合に問題となる。

まず、他人の過失行為を利用した間接正犯の成否が問題となり、間接正犯の成立が否定されたときに初めて、過失犯に対する教唆犯の成否が問題となる。

他人をそそのかして他人に特定の犯罪を実行する決意を生じさせるという「教唆」の定義では、正犯が故意犯であることが前提とされているから、過失犯に対する教唆はあり得ない。したがって、過失犯に対する教唆犯は認められない。

(3) 過失による教唆

過失による教唆については、過失による共犯を処罰する「特別の規定」(38条1項但書)がないため、認められないと解されている。

(4) 結果的加重犯の教唆犯

基本犯を教唆したところ、正犯の基本犯の実行により加重結果が発生した場合に、教唆者は加重結果について教唆犯としての責任を負うか。

基本犯には加重結果発生の高度の危険性が内包されているため、結果的加重犯の成立には加重結果についての過失は不要と解すべきである。そうすると、過失による教唆が認められなくても、結果的加重犯の教唆犯を認めることができる。

(5) 承継的教唆犯

いまだ犯罪遂行意思のない者に特定の犯罪の実行を決意させるという「教唆」の定義からすると、正犯の実行行為の途中から関与する形態による「教唆」はあり得ない。したがって、承継的教唆犯は想定できない。

(6) 不作為犯に対する教唆

真正不作為犯に対する教唆については、65条1項により作為義務を内容とする正犯の真正「身分」が教唆者にも連帯することにより、肯定される。

第5章 信用及び業務に対する罪

第1節. 信用毀損罪 (233条前段)

B 総まくり 214頁

1. 保護法益

人の経済的信用である。

2. 構成要件

(1) 「人の信用」

本罪の保護法益は人の経済的信用だから、「人の信用」とは、経済的な側面における人の社会的評価を意味すると解する。

(2) 「虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて」

・「虚偽の風説を流布」は、全部又は一部が客観的事実に反する噂や情報を不特定又は多数人に伝播させることをいう。

➡直接に噂等を伝達した相手方が特定かつ少数の人である場合でも、直接の相手方を通じて不特定又は多数人へと伝播するおそれがあるのであれば、「流布」に当たる（伝播可能性の理論）。

最判 S12.3.17

・「偽計」は、人を欺き、あるいは人の錯誤又は不知を利用することをいう。

(3) 「信用を毀損した」

本罪は危険犯であるから、信用を低下させるおそれの作出をもって足りる。

第2節. 偽計等業務妨害罪 (233条後段)

B 総まくり 214～215頁

1. 保護法益

業務である。

2. 構成要件

(1) 「人の…業務」

自然人、法人その他の団体が職業その他社会生活上の地位に基づき、反復又は継続して行う事務（仕事）をいう。

[論点 1] 公務

本罪の保護法益は業務活動であるところ、偽計・虚偽の風説の流布による業務妨害に対しては自力排除力が機能しないから、偽計等業務妨害罪における「業務」には、強制力を行使する権力的公務を含めたすべての公務が含まれると解する。

B

[論点 2] 違法な業務

業務は刑法的な保護に値するものであれば足りるから、違法な業務であっても、事実上平穏に行われている限り、刑法上の保護に値するものとして本条の「業務」として保護されると解する。

B

(2) 「虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて」

- ・「虚偽の風説を流布」は、全部又は一部が客観的事実に反する噂や情報を不特定又は多数人に伝播させることをいう。
 - ➡伝播可能性の理論あり。
- ・「偽計」は、人を欺き、あるいは人の錯誤又は不知を利用することをいう。
 - ➡相手方は業務の主体に限られない。

(3) 「業務を妨害した」

本罪は危険犯であるから、業務妨害の結果発生は不要であり、業務を妨害するに足りる行為があれば足りる。

第3節. 威力業務妨害罪 (234条)

B 総まくり 215～218頁

1. 保護法益

本罪の保護法益も業務である。

2. 構成要件

(1) 「人の…業務」

[論点1] 公務

本罪の保護法益は業務活動である。

そして、公務のうち強制力を行使する権力的な公務でないものは、自力排除力に乏しいため、私企業と同様、威力による妨害から保護する必要があるから、威力業務妨害罪における「業務」に含まれると解する。

B

最決 H12.2.17・百II23

(2) 「威力」

- ・人の自由意思を制圧するに足りる勢力を用いることをいう。これは、暴行・脅迫の拡張形態である。
 - ➡客観的に相手方の自由意思を制圧するに足りるものであればよく、現実には相手方が自由意思を制圧されたことまでは不要である。
- ・「威力」の相手方は、業務の主体に限られない(例えば、店の顧客に威力を用いて、店の利用を妨げようとする場合も含まれる)。
- ・公然と相手に障害の存在を誇示すれば「威力」であり、非公然とこっそり行われれば「偽計」である。

最判 S28.1.30

(3) 「業務を妨害した」

本罪は危険犯であるから、業務妨害の結果発生は不要であり、業務を妨害するに足りる行為があれば足りる。

第4節. 電子計算機損壊等業務妨害罪 (234条の2)

C 総まくり 218頁

本罪の保護法益は、電子計算機による業務の円滑な遂行である。

第7節. 賄賂罪

A 総まくり 351~363 頁

1. 保護法益

賄賂罪の保護法益は公務の公正と社会一般の信頼にある（信頼保護説）ところ、公務員の職務行為と賄賂とが対価関係に立つことにより、公務が賄賂により左右された（される）という危険・不信が生じる。

ロッキード事件・最大判 H7.2.

22・百II107

この対価関係を基礎付けるものが職務関連性である。

2. 基本的な構成要件

(1) 「賄賂」

「賄賂」とは、公務員の職務行為の対価として授受等される不正な利益（あつせん収賄罪の場合には、あつせんの対価としての不正な利益）をいう。

ア. 目的物

賄賂の目的物は、財物に限らず、有形・無形を問わず、人の需要・欲望を満たすに足りる一切の利益を含む（⇒職務を左右し得る誘因力が必要）。

大判 M43.12.19

イ. 対価関係

賄賂は、公務員の職務行為との間で対価関係を有する利益であることを要する。対価関係により、公務が賄賂により左右された（される）という危険・不信が生じるのである。

〔論点 1〕 社交儀礼としての贈与

賄賂罪の保護法益は公務の公正と社会一般の信頼にあり、これは職務行為と利益の対価関係により侵害される。

そこで、社会通念上社交儀礼としての範囲内にとどまる利益については、対価関係が希薄であるため、「賄賂」性が否定されると解する。¹⁾

B

〔論点 2〕 時価相当額での土地売買による換金の利益

確かに、時価相当額の売却代金は、土地所有権に対応するものであり、職務との対価性を有しないのが通常である。

しかし、①公務員において土地を早期に売却して売却代金を得る必要性があり、しかも、②売却が困難であったのであれば、売却代金のほかに換金の利益が認められるから、換金の利益が職務と対価性のある利益として「賄賂」に当たると解する。²⁾

A

最決 H24.10.15・百II103

(2) 職務関連性

賄賂罪は、あつせん収賄罪を除いて、公務員の「職務に関し」賄賂を授受されることにより成立する。

ア. 客観的範囲

「職務」とは、公務員がその地位に伴い公務として取り扱うべき一切の執

最判 S28.10.27

1) 謝恩的贈答事案では「一般に見受けられる公知の慣習的儀礼として承認」されているかが重要である（最判 S50.4.24・百II104）。

2) 換金の利益を考慮して売却代金を時価相当額よりも低くしている事案では、換金の利益と対価関係に立つのは職務行為ではなく土地所有権であるから、職務行為との対価関係は認められない。

判例

- ・大判 M40.9.27 p176
- ・大判 M42.12.13 p181
- ・大判 M43.12.19 p194
- ・大判 M44.10.9 p68、88
- ・大判 M44.12.4 p146
- ・大判 M45.4.26 p123
- ・大判 T2.11.18 p74
- ・大判 T2.12.16 p155
- ・大判 T3.4.29 (百Ⅱ120) p193
- ・大判 T3.10.16 p162
- ・大判 T4.4.9 p154
- ・大判 T4.4.29 p167
- ・大判 T4.12.11 p112
- ・大判 T4.5.21 p95
- ・大判 T7.2.6 p123
- ・大判 T7.5.7 p191
- ・大判 T7.11.16 (百Ⅰ65) p58
- ・大判 T7.11.19 p123
- ・大判 T8.3.31 p191
- ・大判 T8.4.5 p122
- ・大判 T8.7.9 p181
- ・大判 T8.11.19 p154
- ・大判 S9.8.27 p93
- ・大判 T9.12.24 p180
- ・大判 T11.2.25 p64
- ・大判 T11.3.1 p81
- ・大判 T11.12.15 p138、144
- ・大判 T12.4.14 p164
- ・大判 T12.7.2 p74
- ・大判 T12.11.9 p123
- ・大判 T15.7.5 p117
- ・大判 S2.3.15 p145
- ・大判 S2.3.28 p99
- ・大判 S2.12.8 p197
- ・大判 S4.5.16 (百Ⅱ45) p135
- ・大判 S4.9.17 p60
- ・大判 S7.12.10 p192
- ・大判 S9.8.4 p190
- ・大判 S10.10.24 p86
- ・大判 S12.11.9 p192

- ・大判 S13.9.1 p152
- ・大判 S15.2.5 p193
- ・最判 S22.11.26 p130
- ・最判 S23.5.6 p167
- ・最判 S23.6.5 (百II63) p152
- ・最判 S23.10.23 p81
- ・最判 S24.2.8 p128
- ・最判 S24.2.15 p121、122
- ・最判 S24.3.8 (百II66) p155
- ・最判 S24.5.28 p134
- ・最判 S24.7.9 p132
- ・最判 S24.7.12 p109
- ・最判 S24.7.30 p167
- ・最判 S24.8.9 (百II117) p189
- ・最判 S24.12.17 p75
- ・最大判 S24.12.21 p90
- ・最判 S25.5.25 (百II81) p173
- ・最判 S25.6.6 p122
- ・最判 S25.7.4 (百II46) p142
- ・最判 S25.7.11 (百I91) p79
- ・最判 S25.12.12 p126
- ・最判 S26.1.30 p166
- ・最判 S26.3.27 p64
- ・最判 S26.5.25 (百II64) p151
- ・最決 S27.2.21 p93
- ・最判 S27.10.17 p156
- ・最判 S27.12.25 p139
- ・最判 S27.12.25 p180
- ・最判 S28.1.30 p119
- ・最決 S28.2.19 p134
- ・最決 S28.10.19 p190
- ・最判 S28.11.27 p109
- ・最大判 S29.1.20 (百I72) p61
- ・最決 S29.5.27 (百I106) p90
- ・最判 S30.10.14 (百II61) p149
- ・最判 S31.5.24 p68、88
- ・最決 S31.7.12 p197
- ・東京高判 S31.8.9 p156
- ・最決 S31.8.22 p114
- ・最判 S31.10.25 p112
- ・最判 S31.12.7 (百II70) p161

- ・最判 S32.2.26 (百 I 50) p98
- ・最決 S32.4.30 p193
- ・最判 S32.8.1 p134
- ・最判 S32.9.13 (百 II 39) p130
- ・最判 S32.10.4 (百 II 92) p180
- ・最判 S32.11.19 (百 I 94) p158
- ・最決 S32.12.5 p197
- ・最決 S33.3.19 p108
- ・最大判 S33.5.28 (百 I 75) p63
- ・最判 S33.9.30 p187
- ・最判 S33.11.21 (百 II 1) p6、37、94
- ・最判 S34.5.7 (百 II 19) p116
- ・最判 S34.7.24 p95
- ・最決 S34.8.27 p187
- ・最決 S34.9.28 (百 II 48) p138
- ・最決 S35.9.9 p125
- ・最判 S36.10.10 p153
- ・最決 S37.11.8 (百 I 80) p68
- ・最判 S38.11.8 p167
- ・最決 S39.1.28 (百 II 3) p97
- ・最決 S39.12.8 p197
- ・最決 S40.2.26 p190
- ・最判 S41.3.24 (百 II 115) p187
- ・最判 S41.4.8 (百 II 29) p123
- ・最決 S41.4.14 (百 II 113) p186
- ・最判 S42.3.7 (百 I 93) p88
- ・最判 S42.5.24 (百 II 112) p186
- ・最決 S42.10.24 (百 I 9) p21
- ・最決 S43.1.18 p117
- ・最決 S43.9.17 p109
- ・最決 S43.10.15 p198
- ・最決 S43.10.24 p144
- ・最判 S44.6.25 (百 II 21) p117
- ・最決 S44.7.17 (百 I 86) p86
- ・最決 S45.9.4 (百 II 93) p181
- ・京都地判 S45.10.12 (百 II 10) p108
- ・最決 S45.12.22 p130
- ・最判 S46.6.17 p19
- ・最大判 S49.5.29 (百 I 104) p90
- ・最判 S50.4.24 (百 II 104) p194
- ・最決 S50.6.12 (百 II 76) p165

- ・最判 S50.11.28 (百 I 24) p44、45
- ・最決 S51.4.1 (百 II 47) p142
- ・最判 S51.4.30 (百 II 88) p178
- ・最判 S51.5.6 (百 II 91) p179
- ・最大判 S51.9.22 (百 I 105) p90
- ・最決 S53.2.16 p91
- ・最決 S53.3.22 (百 I 14) p22
- ・東京高判 S53.3.22 p176
- ・最判 S53.6.29 p186
- ・最判 S53.7.28 (百 I 42) p25、29
- ・最決 S54.3.27 p32
- ・最決 S54.4.13 (百 II 92) p72
- ・最決 S54.11.19 p131
- ・最決 S55.10.30 (百 II 32) p125
- ・最決 S55.11.13 (百 I 22) p37
- ・最決 S56.4.8 (百 II 97) p182
- ・最判 S57.2.17 (百 I 107) p91
- ・旭川地判 S57.9.29 p190
- ・最決 S58.3.25 (百 II 109) p196
- ・最判 S58.4.8 (百 II 16) p114
- ・最決 S58.5.24 (百 II 72) p162
- ・東京高判 S58.6.20 p173
- ・最決 S58.9.13 p51
- ・最決 S58.9.21 (百 I 74) p4
- ・最決 S58.11.1 (百 II 22) p117
- ・最判 S59.2.17 (百 II 94) p181
- ・最決 S59.5.30 (百 II 106) p195
- ・最判 S59.7.3 p51
- ・最判 S60.3.28 (百 II 86) p174
- ・最決 S60.7.3 p190
- ・最決 S61.6.9 (百 I 43) p32
- ・最判 S61.7.18 (百 II 78) p168
- ・最決 S61.11.18 (百 II 40) p129
- ・最決 S62.3.24 (百 II 13) p110
- ・最決 S62.3.26 (百 I 29) p47、48
- ・東京地判 S63.7.27 (百 I 87) p83
- ・大阪高判 H 元.3.3 p128
- ・最決 H 元.3.10 (百 II 114) p186
- ・最決 H 元.5.1 (百 II 122) p189
- ・最決 H 元 6.26 (百 I 96) p75
- ・最決 H 元.7.7 (百 II 26) p121

- ・最決 H 元.7.7 (百Ⅱ82) p172
- ・最決 H 元.7.14 (百Ⅱ83) p172
- ・東京高判 H2.2.21 (百Ⅰ88) p83
- ・最決 H2.11.20 (百Ⅰ10) p20
- ・最決 H4.6.5 (百Ⅰ90) p69
- ・東京地判 H4.6.19 p110
- ・最決 H5.10.5 (百Ⅱ95) p182
- ・最決 H6.3.4 p134
- ・最決 H6.7.19 p126
- ・最判 H6.12.6 (百Ⅰ98) p75
- ・千葉地判 H7.6.2 p191
- ・東京地判 H7.10.9 p133
- ・大阪高判 H7.11.9 p4
- ・千葉地裁 H7.12.13 (百Ⅰ59) p39
- ・東京地判 H8.6.26 p49
- ・最判 H9.6.16 p42
- ・最決 H9.10.21 (百Ⅱ84) p171
- ・最決 H10.11.25 (百Ⅱ73) p162
- ・最判 H11.12.20 p181
- ・最決 H12.2.17 (百Ⅱ23) p119
- ・最決 H12.3.27 p139
- ・最判 H13.7.19 (百Ⅱ49) p138
- ・最決 H13.10.25 p4
- ・最決 H13.11.5 (百Ⅱ67) p156
- ・最決 H14.7.1 (百Ⅱ75) p166
- ・名古屋高判 H14.8.29 p75
- ・大阪高判 H14.9.4 (百Ⅰ28) p43
- ・最決 H14.10.21 p139
- ・最決 H15.2.8 (百Ⅱ74) p163
- ・最決 H15.3.12 (百Ⅱ52) p139
- ・最決 H15.4.14 (百Ⅱ85) p174
- ・最大判 H15.4.23 (百Ⅱ69) p157
- ・最決 H15.7.16 (百Ⅰ13) p20
- ・最決 H15.10.6 (百Ⅱ96) p178
- ・最決 H15.12.18 p179
- ・最決 H16.1.20 (百Ⅰ73) p4、37、94
- ・最決 H16.2.9 (百Ⅱ55) p138
- ・最判 H16.3.22 (百Ⅰ64) p56
- ・最決 H16.8.25 (百Ⅱ28) p122
- ・最決 H16.10.19 p21
- ・最決 H16.11.30 (百Ⅱ31) p126、178

- ・最判 H16.12.10 (百Ⅱ43) p132
- ・最決 H17.3.11 (百Ⅱ105) p195
- ・最決 H17.3.29 (百Ⅱ5) p97
- ・大阪高判 H17.3.29 p138
- ・最判 H17.4.14 (百Ⅰ103) p109
- ・札幌高判 H17.8.18 (百Ⅱ124) p189
- ・最決 H17.12.6 (百Ⅱ12) p110
- ・最決 H18.1.17 (百Ⅱ80) p168
- ・最決 H18.8.30 p126
- ・最決 H18.11.21 (百Ⅰ83) p77
- ・最決 H19.3.20 (百Ⅱ79) p168
- ・最決 H19.7.17 (H19 重判 9) p139
- ・最決 H20.1.22 (百Ⅱ15) p112
- ・最決 H20.2.18 (百Ⅱ35) p160
- ・東京高判 H20.3.19 (百Ⅱ42) p129
- ・最決 H20.5.20 (百Ⅰ26) p41
- ・最決 H20.6.25 (百Ⅰ27) p46
- ・最決 H21.2.24 (H21 重判 2) p46
- ・最決 H21.6.30 (百Ⅰ97) p74
- ・東京高判 H21.11.16 (百Ⅱ41) p131
- ・最決 H22.7.29 (百Ⅱ50) p139
- ・最決 H22.9.7 (H22 重判 12) p195
- ・最決 H23.12.19 (百Ⅰ89) p83
- ・最決 H24.10.15 (百Ⅱ103) p194
- ・最決 H24.11.6 (百Ⅰ81) p65
- ・最判 H26.3.28 (百Ⅱ51) p139
- ・最決 H28.3.24 (百Ⅱ6) p99、100、101
- ・最決 H28.7.12 (百Ⅰ79) p63
- ・大阪高判 H28.7.13 p145
- ・最決 H29.3.27 (百Ⅱ123) p189、190
- ・最決 H29.4.26 (百Ⅰ23) p41
- ・最決 H29.6.12 (百Ⅰ57) p33
- ・最判 H29.12.11 (百Ⅰ82) p66
- ・最判 H30.3.19 (百Ⅱ9) p96
- ・最判 H30.3.22 (百Ⅰ63) p55
- ・最決 R2.9.30 p99、101